

大雨・洪水・台風接近による警報発令による措置

災害が予想される場合の本校の特別措置は次の通りとなります。

1. 午前 6 時現在、大阪市に「暴風警報」や各種「特別警報」が発令された場合は、自宅待機とします。但し、午前中のみの授業日は休校とします。

※大雨警報または大雨洪水警報のみ場合は、平常通りとします。

2. 午前 6 時～10 時の間に、「暴風警報」「特別警報」が解除された場合は、5 限目から授業を開始します。
3. 午前 10 時現在で解除されていない場合は、「臨時休校」とします。
4. 大阪市以外の地域から通学している生徒で、居住地のみに「暴風警報」あるいは各種「特別警報」が発令された場合は、上記に準じて生徒の安全確保に努め「登校を見合わせる」等の判断を家庭または担任で行います。（その場合は、公認欠席扱）
5. 居住地で、大雨警報・大雨洪水警報のみの場合でも、危険が予測される場合や交通機関不通等の場合は、学校に連絡を入れて自宅待機をさせて下さい。